

# 資料編 (付録)

# 資料1 鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例

## 目次

### 前文

#### 第一章 総則（第一条 第八条）

#### 第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 （第九条 第二十五条）

#### 第三章 地球環境保全への取組（第二十六条）

#### 第四章 鳥取県環境審議会 （第二十七条 第三十六条）

### 附則

私たち鳥取県民は、名峰大山に連なる緑の山並みと白砂青松の変化に富む山陰海岸に囲まれ、四季の彩り豊かな美しい県土で生活を営み、個性ある産業や文化をはぐくんできた。

しかしながら、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大は、自然の生態系や身近な生活環境へ大きな影響を及ぼし、人類の生存基盤である地球環境を損なうまでになっている。

すべての県民は、健全で恵み豊かな環境の中で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を保全し、より快適な環境を創造しながら、将来の世代に継承していく責務を有している。

このため、私たち鳥取県民は、人間の営みである社会経済活動が環境に様々な影響を与えていることを認識し、地方公共団体・事業者・県民が一体となって、鳥取県の環境を保全し、より快適な環境を創造していくことに積極的に取り組まなければならない。

ここに、私たちは、現在及び将来の鳥取県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことができるよう、人と自然が共生する鳥取県を目指して、県民生活の基盤となるより良い環境を保全し、創造するとともに、将来の世代へ継承することを決意して、この条例を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支

障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

#### （基本理念）

第三条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、持続的な発展が可能な社会が実現されるように、環境を保全する行動及びより快適な環境を創造する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境に影響を及ぼしていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における着実な取組と国際協力により積極的に推進されなければならない。

#### （県の責務）

第四条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、環境の保全及び創造に関し、次に掲げる事項を確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 野生生物の種の保存及び多様な生態系の保護が図られること。

四 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

五 地域の優れた景観が保持され、及び形成されること

六 資源の循環の利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量化及び適正処理が促進されること。

七 地球環境保全への取組が推進されること。

八 その他環境の保全及び創造に関し知事が必要と認める事項

2 県は、環境の保全及び創造を図る上で、地域住民に最もかかわりのある市町村の果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う環境の保全及び創造のための施策について、助言、情報の提供その他の支援を行うように努めるものとする。

#### （市町村の責務）

第五条 市町村は、基本理念ののっとり、環境の保全及び創造に関し、県の施策と相まって、その市町村の区

域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境白書の作成)

第八条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした環境白書を作成し、これを県議会に報告しなければならない。

2 知事は、前項の環境白書を、毎年、公表しなければならない。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画の策定)

第九条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全及び創造に関する目標
- 二 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的な推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、鳥取県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び

創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第十一条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十二条 県は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか 県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第十三条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することに努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第十四条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全のための公共的施設の整備及び河川、湖沼の水質の浄化その他の環境の保全のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが触れ合う快適な環境の創造)

第十五条 県は、人と自然とが触れ合う快適な環境を創造するため、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした快適な環境の創造)

第十六条 県は、前条に規定するもののほか、優れた景観、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的資源を活用した環境その他の地域の特性を生かした快適な環境を創造するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(資源の循環的利用等)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たり、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(廃棄物対策の促進)

第十八条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県、市町村、事業者及び県民が協力して廃棄物の減量化及び適正な処理が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第十九条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動の

意欲を高めるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自主的活動の促進)

第二十条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十一条 県は、第十九条の環境教育及び環境学習の推進並びに前条の民間団体等の自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第二十二条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の適正な保全、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施並びに技術の開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十三条 県は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第二十四条 県は、市町村、事業者及び県民と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第二十五条 県は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

### 第三章 地球環境保全への取組

(地球環境保全への取組)

第二十六条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

2 県は、国等及びその他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する調査及び研究、情報の提供、技術の活用等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### 第四章 鳥取県環境審議会

(所掌事務)

第二十七条 鳥取県環境審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境基本計画に関し、第九条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第二十八条 審議会は、委員二十二人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 県議会議員

二 学識経験者

三 関係行政機関の職員

3 前項第三号に掲げる者のうちから任命される委員には、県の区域を管轄区域とする地方農政局、通商産業局及び地方建設局その他必要と認められる国の地方行政機関の長又はこれらの者の指名する職員を含まなければならない。

(任期)

第二十九条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第三十条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第三十一条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第三十二条 審議会の会議は、会長が召集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第三十三条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 前二条の規定は、部会の運営について準用する。

(幹事)

第三十四条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第三十五条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第三十六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

以下省略

## 資料2 市町村の環境保全行政機構

市町村名	環境保全行政担当部・課(室)名	環境審議会設置	電話番号
鳥取市	生活環境部環境課	○昭和47. 10. 13	0857 20 3216
米子市	市民環境部環境課	○平成 6. 8. 11	0859 23 5256
倉吉市	生活環境部環境課	○〃 6. 8. 1	0858 22 8168
境港市	産業環境部環境防災課	○〃 6. 9. 30	0859 47 1060
国府町	町民課	○〃 3. 7. 4	0857 39 0557
岩美町	住民生活課		0857 73 1415
福部村	福祉保健課		0857 75 2813
郡家町	福祉課		0858 76 0205
船岡町	住民課	○平成 6. 4. 1	0858 72 0144
河原町	健康対策課	○〃 6. 12. 22	0858 76 3114 (代表)
八東町	ふれあい課	○〃 6. 10. 1	0858 84 1220
若桜町	町民福祉課	○〃 7. 7. 11	0858 82 2232
用瀬町	住民福祉課		0858 87 2111
佐治村	住民課		0858 88 0211
智頭町	福祉課	○平成 8. 9. 26	0858 75 4119 (代表)
気高町	町民福祉課	○〃 6. 7. 1	0857 82 3157
鹿野町	町民課		0857 84 2014
青谷町	町民課	○平成 4. 5. 20	0857 85 0011 (代表)
羽合町	町民課	○〃 6. 11. 11	0858 35 3111 (代表)
泊村	生活ふれあい課	○〃 7. 7. 1	0858 34 3116 (代表)
東郷町	町民課	○〃 6. 9. 30	0858 32 1111 (代表)
三朝町	町民課	○〃 6. 10. 1	0858 43 3505
関金町	住民生活課	○〃 6. 10. 1	0858 45 2111 (代表)
北条町	町民課	○〃 6. 10. 1	0858 36 3114
大栄町	保健課	○〃 6. 10. 1	0858 37 3111 (代表)
東伯町	町民生活課	○〃 6. 10. 1	0858 52 2111 (代表)
赤碓町	町民課	○〃 6. 10. 3	0858 55 0111 (代表)
西伯町	町民生活課	○昭和48. 3. 24	0859 66 3111 (代表)
会見町	福祉保健課	○平成 3. 3. 29	0859 64 2211 (代表)
岸本町	福祉保健課		0859 68 3115
日吉津村	住民課	○平成 7. 3. 28	0859 27 0211 (代表)
淀江町	町民生活課	○昭和47. 7. 1	0859 56 3111 (代表)
大山町	企画観光課	○〃 48. 4. 1	0859 53 3311 (代表)
名和町	地域整備課	○平成 7. 4. 1	0859 54 5203
中山町	福祉保健課		0858 58 6112
日南町	住民課		0859 82 1111 (代表)
日野町	地域整備課		0859 72 2101
江府町	建設環境課		0859 75 3306
溝口町	生活環境課		0859 62 0711 (代表)

### 資料3 市町村の環境条例等制定状況

#### 環境基本条例

条 例	公 布 日	施 行 日
境港市環境基本条例	H10. 6.19	H10. 6.19
倉吉市環境基本条例	H12. 3.31	H12. 4. 1
西伯町環境基本条例	H12. 6.23	H12. 6.23

#### 市町村版ローカルアジェンダ等

市町村名	名 称	策定期期
鳥取市	アジェンダ21鳥取市	H10. 3
鳥取市	環境に配慮した庁内率先行動計画	H10. 11
西伯町	エコオフィスさいはくアクションプラン	H11. 3
米子市	アジェンダ21よなご	H11. 11
米子市	環境にやさしい米子市役所率先実行計画	H11. 11
境港市	環境にやさしい市役所率先実行計画	H12. 3
福部村	環境にやさしい率先行動計画	H12. 3

#### その他環境関係条例

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護及び環境保全条例	S47.10.13	S47.10.13
米子市環境保全条例	47. 6.28	47. 7. 1
倉吉市公害防止条例	48. 9.13	49. 1. 1
境港市公害防止条例	48.12.24	49. 6. 1
大栄町環境保全条例	48.12.14	49. 1. 1
大山町環境保全条例	48. 7. 2	48. 7. 2
赤碓町環境保全条例	49. 3.30	49. 3.30
東伯町環境保全条例	54.10. 1	54.10. 1
三朝町環境保全条例	54. 3.27	54. 9.27
西伯町環境保全条例	49. 3.23	49. 3.23
岩美町水道水源保護条例	H 2. 3.30	H 2. 3.30
淀江町公害防止条例	2. 7.26	2. 7.26
国府町環境保全条例	3. 3.30	3. 4. 1
中山町環境保全条例	4. 3.24	4. 3.24
青谷町環境保全条例	4. 5.18	4. 5.20
会見町公害防止条例	4.10. 1	5. 4. 1
関金町環境保全条例	6.10. 1	6.10. 1
羽合町環境保全条例	6.10. 1	6.10. 1
東郷町環境保全条例	6. 9.30	6.10. 1
名和町環境保全条例	7. 3.22	7. 4. 1
日南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	8. 3.27	8. 4. 1
北条町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	9. 3.25	9. 4. 1
境港市飼い犬ふん害等防止条例	9.12.19	9.12.19

## 資料4 環境基準

### 1 水質汚濁に係る環境基準

#### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

(mg/l)

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.01以下	1,1,1 トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2 トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.03以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1,3 ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
1,2 ジクロロエタン	0.004以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1,1 ジクロロエチレン	0.02以下	ふっ素	0.8以下
シス 1,2 ジクロロエチレン	0.04以下	ほう素	1以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、別に示された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

#### (2) 生活環境の保全に関する環境基準

##### ①河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1 mg/l	25mg/l	7.5mg/l	50MPN
		8.5以下	以下	以下	以上	/100ml以下
A	水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2 mg/l	25mg/l	7.5mg/l	1,000MPN
		8.5以下	以下	以下	以上	/100ml以下
B	水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3 mg/l	25mg/l	5mg/l	5,000MPN
		8.5以下	以下	以下	以上	/100ml以下

##### ※ 類型指定

AA 千代川上流（有富川合流）、天神川上流（小鴨川合流）、日野川上流（日野橋）

A 千代川下流、天神川下流、日野川下流（各河川ともAAの水域より下流）

備考 1 自然環境保全 自然探勝等の環境保全

2 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

3 水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

4 水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物並びにそれ以下の級に属する

②湖 沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN /100ml以下
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN /100ml以下
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	

(全窒素 全りん)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		達 成 期 間
		全窒素	全りん	
Ⅲ類型	水道3級（特殊なもの）及び類型、以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l 以下	0.03mg/l 以下	段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的すみやかな達成に努める

※ 類型指定

A 湖山池、東郷池、中海及び境水道

Ⅲ 湖山池、中海及び境水道

備考 ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物並びにそれ以下の等級の水産生物沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

③海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	油分等
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN /100ml以下
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN /100ml以下
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	

※ 類型指定

A 湖山池、東郷池、中海及び境水道

Ⅲ 湖山池、中海及び境水道

備考 ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物並びにそれ以下の等級の水産生物沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

## 2 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(mg/l)

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.01以下	1,1,1 トリクロロエタン	1以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2 トリクロロエタン	0.006以下
鉛	0.01以下	トリクロロエチレン	0.03以下
六価クロム	0.05以下	テトラクロロエチレン	0.01以下
砒素	0.01以下	1,3 ジクロロプロペン	0.002以下
総水銀	0.0005以下	チウラム	0.006以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02以下
ジクロロメタン	0.02以下	ベンゼン	0.01以下
四塩化炭素	0.002以下	セレン	0.01以下
1,2 ジクロロエタン	0.004以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下
1,1 ジクロロエチレン	0.02以下	ふっ素	0.8以下
シス 1,2 ジクロロエチレン	0.04以下	ほう素	1以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、別に示された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

## 3 大気汚染に係る環境基準

(環境基準)

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化いおう ※	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 ※	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 ※	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素 ※※	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン ※※	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン ※※	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン ※※	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。

2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

3 ※ 長期的評価（年間）と短期的評価（条件どおり）があるもの

※※ 年間で評価するもの

#### 4 騒音に係る環境基準

##### (1) 道路に面する地域以外の地域

地 域	時 間 の 区 分	
	昼間（6時～10時）	夜間（22時～翌日6時）
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 備考 1 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域  
 2. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域  
 3. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

##### (2) 道路に面する地域

地 域	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

- 備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分をいう。  
 この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

時 間 の 区 分	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下

- 備 考  
 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

#### 5 ダイオキシン類に係る環境基準

（環境基準、平成12年1月15日から適用）

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
※	1 基準値は、2,3,7,8-TCDDの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

- 備考 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。  
 2 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。  
 3 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。

資料5 公害防止管理者等の設置を必要とする工場

(平成12年4月現在)

特 定 工 場		特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
区分	特 定 工 場	特定工場の規模	公 害 防 止 管理者の種類	公害防止 総括者	公 害 防 止 主任管理者
大気汚染防止法ばい塵対象工場	有害物質を排出する施設を 設置している工場	排出ガス量 4万Nm <sup>3</sup> /時以上	大気関係第1種 公害防止管理者	常時使用する従業員が 21人以上の 工場に設置	排出ガス4 万Nm <sup>3</sup> /時 以上でかつ 排出水量1 万m <sup>3</sup> /日以 上の工場に 設置
		排出ガス量 4万Nm <sup>3</sup> /時未満	大気関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場で排出ガ ス量1万Nm <sup>3</sup> /時以上 の工場	排出ガス量 4万Nm <sup>3</sup> /時以上	大気関係第3種 公害防止管理者		
		排出ガス量 4万Nm <sup>3</sup> /時未満	大気関係第4種 公害防止管理者		
水質汚濁防止法対象工場	有害物質を排出する施設を 設置している工場	排出水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第1種 公害防止管理者		
		排出水量 1万m <sup>3</sup> /日未満	水質関係第2種 公害防止管理者		
	上記以外の工場で排出水 量1千m <sup>3</sup> /日以上 の工場	排出水量 1万m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第3種 公害防止管理者		
		排出水量 1万m <sup>3</sup> /日未満	水質関係第4種 公害防止管理者		
騒音関係	騒音規制法に基づく指定地域において機械プレス（呼び加圧能力が100重量t以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマー）を設置している工場	騒音関係公害 防止管理者			
一般粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる一般粉じん発生施設を設置している工場	一般粉じん関係 公害防止管理者			
特定粉じん関係	大気汚染防止法の対象となる特定粉じん発生施設を設置している工場	特定粉じん関係 公害防止管理者			
振動関係	振動規制法に基づく指定地域において液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が300重量t以上のもの）、機械プレス（呼び加圧能力が100重量t以上のもの）又は鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマー）を設置している工場	振動関係公害 防止管理者			
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類対策特別措置法「特定施設」のうち、廃棄物焼却炉を除く大気基準適用施設、及び水質基準対象施設のうち硫酸塩亜硫酸パルプ製造用の塩素化合物漂白施設、塩化ビニルモノマー製造用二塩化エチレン洗浄施設、アルミニウム製造用焙焼・溶解・乾燥炉からの廃ガス洗浄 湿式集じん施設のいずれかを設置している工場	ダイオキシン類関 係公害防止管理者			

資料6 公害関係事犯検挙状況

(平成11年中)

署別	法令	廃棄物		処理法		水濁法		砂採取法		河川法		と畜場法		自然公園法		漁業法等		海岸法		へい獣処		理場法等		自然環境		保全条例		合計		前年同期	
		件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
岩美	2	2														0	0										2	2	2	2	
鳥取	7	6														2	3										9	9	6	7	
郡家	3	4														0	0										3	4	3	3	
智頭	1	1														0	0										1	1	0	0	
浜村	0	0														0	0										0	0	1	1	
倉吉	4	3														0	0										4	3	2	2	
八橋	1	1														0	0										1	1	2	4	
米子	3	5														1	2										4	7	1	1	
境港	1	1														0	0										1	1	0	0	
溝口	0	0														1	1										1	1	5	7	
黒坂	0	0														0	0										0	0	0	0	
合計	22	23														4	6										26	29	-	-	
前年同期	21	25														1	2										-	-	22	27	

(県警本部資料)

公害苦情取扱い状況

(平成11年中)

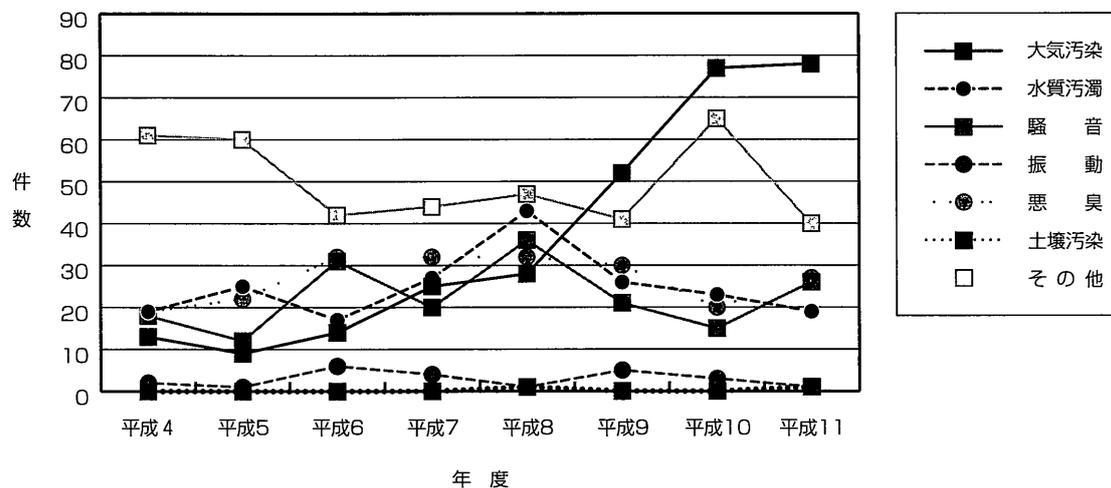
措置別	公害種別	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	その他	合計
		受理件数	2	8					4	4
措置別	話し合いあつせん									
	警告・指導		2					4		6
	検挙	2								2
	他機関通報		2				2			4
	措置不能		4				2			6
その他										
前年苦情受理件数			6				0	22		28

(県警本部資料)

## 資料7 年度別公害苦情種類別受理件数

	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11
大気汚染	13	9	14	25	28	52	77	78
水質汚濁	19	25	17	27	43	26	23	19
騒音	18	12	31	20	36	21	15	26
振動	2	1	6	4	1	5	3	1
悪臭	19	22	32	32	32	30	20	27
土壌汚染	0	0	0	0	1	0	0	1
その他	61	60	42	44	47	41	65	40
計	132	129	142	152	188	175	203	192

年度別公害苦情種類別受理件数



出典 「公害苦情調査結果報告書」公害等調整委員会事務局

資料8 ISO14001 認証取得事業所一覧 (県内)

平成12年12月末

	事業所名	所在地	認証取得年月
1	オムロン倉吉 (株)	倉吉市	平成 9年 9月
2	ナショナルマイクロモータ (株)	米子市	平成 9年12月
3	鳥取三洋電機 (株)	鳥取市	平成 9年12月
4	鳥取三洋電機 (株)	〃	平成 9年12月
5	鳥取三洋電機 (株)	〃	平成10年 2月
6	リコーマイクロエレクトロニクス (株)	〃	平成10年 2月
7	三洋エナジー鳥取 (株)	岩美町	平成10年 2月
8	日立金属 (株) 鳥取工場	鳥取市	平成10年 9月
9	鳥取日本電産 (株)	〃	平成10年10月
10	日本圧着端子製造 (株)	倉吉市	平成10年12月
11	因幡環境整備 (株)	智頭町	平成10年12月
12	コクヨ事務用品工業 (株)	鳥取市	平成11年 2月
13	鳥取電機製造 (株)	〃	平成11年 3月
14	王子製紙 (株) 米子工場	米子市	平成11年10月
15	鳥取旭工業 (株)	鳥取市	平成12年 2月
16	(株) アサヒメッキ鳥取工場	鳥取市	平成12年 2月
17	鳥取県金属熱処理協業組合	米子市	平成12年 3月
18	(株) 一条工務店山陰	鳥取市	平成12年 3月
19	日本電産エレクトロニクス (株)	溝口町	平成12年 5月
20	大宝イーピーエス (株)	気高郡	平成12年 9月
21	大宝アック (株)	鳥取市	平成12年10月
22	鳥取県庁	鳥取市	平成12年12月
23	鳥取オンキヨー (株)	倉吉市	平成12年12月

## 資料9 環境関係用語の解説

### 【ア行】

- ISO14000シリーズ  
非政府組織の国際機関（国際標準化機構）が発行した規格のうち、環境管理・監査に関する一連の国際規格をいう。  
この中核をなすのが、ISO14001（環境マネジメントシステム）である。
- アイドリングストップ  
地球温暖化防止や大気汚染防止を目的として、自動車の停車中にエンジンを不必要にアイドリング（空転、無負荷回転）することを自粛することをいう
- 赤潮・アオコ（青粉）  
水中にプランクトンが異常発生し、そのために水の色が赤みがかった色（赤潮）や緑色（アオコ）に変わる現象のこと
- 悪臭物質  
アンモニア、メチルメルカプタンその他の不快な臭いの原因となり、生活環境をそこなうおそれのある物質で悪臭防止法施行令に定める22物質をいう。（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン）
- アジェンダ21  
1992年開催の地球サミット（環境と開発に関する国連会議）で採択された環境と開発に関するリオ宣言の諸原則を実行するための行動計画で、大気保全、森林、砂漠化、生物多様性、海洋保護、廃棄物対策等の具体的問題についてのプログラムが示されるとともに、その実施のための資金、技術移転、国際機構、国際法のあり方について規定されている。
- アメニティ（Amenity）  
私達の生活環境を構成する自然や施設、歴史的、文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私達人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をいう。
- 亜硫酸ガス（SO<sub>2</sub>）  
硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）の中で二酸化硫黄のことをいい、石炭や石油を燃焼することにより発生する。色はなく、刺激臭の強い気体で呼吸器を刺激し、喘息の発生を促進したり、植物を枯らしたりすることがある。
- 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）  
刺激臭の強い腐蝕性のある有害な硫黄ガスのことで、亜硫酸ガス（SO<sub>2</sub>）のほかに無水硫酸（SO<sub>3</sub>）等がある。大気汚染防止法施行令でばい煙中の硫黄酸化物の量が規制されている。
- 一酸化炭素  
炭素含有物が不完全燃焼したときに発生する無色、無臭のガスで、主な発生源は自動車排気ガスといわれる。体内に吸入されると、血液中のヘモグロビンと結びつき酸素の補給を妨げ貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。

○ 上乗せ基準・上乗せ条例

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、法で定めた一律の基準又は排出基準に代えて適用するものとして、都道府県知事が条例で定める、より厳しい基準をいう

○ エコショップ制度

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店をエコショップとして認定し、県民と事業者の協力によるごみの減量化 リサイクルの推進を目指した制度をいう。



○ エコツーリズム

自然の仕組みや動植物の生態、又は地域独自の文化の理解のため、それらの観察ないし体験を目的とした旅行のことをいう。

○ エコマーク商品

財団法人日本環境協会が認定した、再生資材利用製品など環境に配慮した商品であり 平成12年9月現在で4,081の商品が指定を受けている。

○ S S (Suspended Solid)

水中の浮遊物質のことで、水の濁りの原因となる。空中の浮遊物質には粉じん、ばい煙等の語を使う。

○ M S D S (化学物質安全性データシート Material Safety Data Sheet)

化学物質ごとに有害性をはじめとする物質性状やその安全な取扱い方法等をまとめたもので、化学品のメーカーが作成し、ユーザー企業に伝達される。MSDSが実施されることで、PRTR対象物質の成分情報が末端ユーザーまで提供されるようになる。

○ M P N (最確数 Most Probable Number)

大腸菌群の数を確率論的に算出する方法。水中の大腸菌群数は、通常この方法で表わされる。

○ オゾン層破壊

オゾン層は地上おおよそ20kmから40kmに存在し、太陽光に含まれる紫外線のうち有害なもの的大部分を吸収している。これがフロンガスによって破壊される。これにより地上に届く有害紫外線量が増加し、人の健康や生態系などに悪影響が生じるおそれがある。

○ 温室効果ガス

大気中に含まれる二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの気体には、太陽光線を素通りさせる一方、地表から宇宙に放出させる熱の一部を吸収して地表を暖める働きがある。

## 【 力 行 】

○ 拡大生産者責任

製品の製造者等が物理的又は財政的に製品の使用後の段階で一定の責任を果たすという考え方。

○ 化石燃料

石炭、石油、天然ガス等の古代生物が堆積して分解してできた燃料をいう

○ 環境影響評価 (環境アセスメント)

各種開発行為の実施に先立ち、それが大気、水質、生物等環境に及ぼす影響について調査、予測、

評価を行い必要な環境配慮を実施することをいう

○ 環境会計

事業者の環境保全活動がどのように行われているか、また、いかなる効果をあげているかを把握するためのツールである。最近企業における取組が進んでおり、いくつかの地方自治体においても研究が行われている。

○ 環境管理計画

地方公共団体が大気、水質、自然環境などを将来にわたり守り、適切に利用していくため策定する計画である。

この計画には、望ましい地域環境のあり方、それを実現するための基本的な方策、その方策を具体化する手順などが示される。

○ 環境管理・環境監査

環境管理（環境マネジメント）とは、組織の経営管理に関し、環境方針・計画を設定して、実行、点検、是正するという一連の管理体系のことをいい、このための体制・手続き等を環境マネジメントシステム（EMS）という。

環境監査とは、事業活動が環境に与えている影響を、従来の公害対策を越えた幅広い範囲で定期的に評価、査定することをいう

○ 環境基準

環境基本法に基づき政府が設定する、人の健康を維持し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気の汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について環境基準が定められている。

○ 環境負荷

人の活動によって、環境に加えられる影響をいう。例えば、廃棄物の焼却や化石燃料の燃焼によって二酸化炭素が発生し、大気環境に影響を及ぼすような場合を二酸化炭素負荷という

○ 環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）

近年、環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用をかく乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性があるとの報告が科学者等によってなされている。このような作用を持つ化学物質が内分泌かく乱化学物質である。

○ 環境ラベル（エコラベル）

製品等が環境に与える影響に関する属性情報をラベルの形で表示することにより、製品の差別化を行うもの。我が国での一例としてエコマークがある。

○ 環境リスク

人の活動による環境への負荷が環境中を通じ、人や生態系に有害な影響を及ぼす可能性を示す概念のことをいう。（影響の大きさ×発生の不確かさ）で評価。

○ グリーン購入

環境への負荷の少ない商品やサービスを優先して購入することをいう

○ グリーンツーリズム

緑豊かな自然や美しい景観等、都会にはないゆとりと安らぎを得るために、農村にゆっくり滞在することを目的とした旅行のことをいう

○ 経済的（負担、助成）措置

人の活動に伴う環境への負荷を低減するため、環境に係る税や課徴金を設け負荷の増大に伴う活動を抑制したり 低利融資や税制上の優遇措置を設けて負荷の低減に資する活動を誘導する措置をいう

○ 健康項目

水質汚濁物質の中で人の健康の保護に関する項目として環境基準が定められている項目をいい 現在カドミウム等26物質が定められている。

○ 県自然環境保全地域

原生的な森林など優れた自然環境を維持形成している区域について、県が「鳥取県自然環境保全条例」に基づき指定する地域を指している。

○ 光化学オキシダント

自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物とガス状の炭化水素が太陽光中の紫外線により化学反応をおこし、生成される酸化性の強い物質の総称。このオキシダントはオゾンやPANを主成分とし、スモッグを形成し、“目がいたい” “せきこむ” “呼吸が苦しい”などの症状を引きおこす。

○ コ・ジェネレーションシステム

ガスあるいは石油といった燃料を燃やして発電を行うと同時に、発生する廃熱も冷暖房や給湯に利用するエネルギー供給システムをいう

○ コミュニティプラント

し尿と生活排水を各家庭や団地等から管路によって収集し、処理する整備規模が101人以上3万人未満の施設をいう

## 【 サ 行 】

○ 最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するのに必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚でい等）、しゃ断型（有害物質を含む廃棄物）がある。

○ 里 地

国の環境基本計画では国土空間を山地、里地、平地、沿岸地域に分けており、人口密度が低く、森林率がそれほど高くない地域を指している。

この地域では、元来の自然を生かしつつ耕作地、集落等の多様な機能が形成され、人間活動と自然の調和の観点から模範となる地域である。

○ 砂漠化

土地の持っている生物生産能力が減ったり破壊されて、終わりには砂漠のような状況になることを指している。この影響は、地球上の陸地の約4分の1の土地並びに世界人口の約6分の1の人々に及んでいるといわれている。

○ 酸性雨

化石燃料の使用等によって発生する硫黄酸化物や窒素酸化物等の影響によって発生する酸性度の強い（pH5.6以下）雨をいう。

○ COD（化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand）

湖沼や海域の有機物による汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をいい 数値が高いほど汚れが大きいことを示している。

- 自然海岸  
海岸線の人工的な改変（護岸、埋立、せつ等）が行われていない自然の状態を保った海岸をいう。自然海岸は、優れた風景を構成し、レクリエーションの場として古くから利用されている。
- 社 叢  
神社の森のことをいう
- 循環資源  
廃棄物等につき、その有効性に着目して資源として捉えなおした概念である。「循環型社会形成基本法」では、このような循環資源について循環的な利用（再利用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定している。
- 省エネラベリング制度  
家電製品が国の省エネルギー基準を達成しているかどうかをラベルに表示するもの。対象は5つの家電製品であり、具体的には、エアコン、蛍光灯器具、テレビ、家電冷蔵庫、電気冷凍庫である。
- 浄化槽  
水洗し尿を沈でん分離あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設をいう。水洗し尿のみを処理する施設を単独浄化槽、水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に処理する施設を合併浄化槽という
- 人工リーフ  
海岸の浸食を防止し波を弱くするために、沖合に石・ブロック等を積み上げた珊瑚礁のような構造物。離岸堤との違いは、水面下に隠れるよう高さが設定されていることである。
- 親水性  
水に親しめる（ふれあえる）機能があること
- 振動レベル  
振動の加速度レベルに振動感覚補正を加えたもので、単位としては、デシベル（dB）が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害用振動計により測定される。
- 森林施業  
目的とする森林を造成し、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の諸行為を組み合わせた森林の取扱いをすること。
- GIS（ジーアイエス）  
地理情報システムの略。各種の電子情報を、コンピュータ上で地図情報と一元的に管理し、地図に乗せて表示することができるシステム。
- 持続可能な開発（Sustainable Development）  
将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現在の世代のニーズを満たすことを意味する。すなわち、地球環境が有限であること、人間も地球生態系の一員であることを認識し、その限られた環境の中で、人々の生活の質的改善を継続的に達成していこうとすることである。
- 水源かん養  
森林が有している公益的機能の一つであり、樹木及び地表植生などにより、降雨、融雪水の地下浸透を助長し、併せて流出量を平準化し、渇水の緩和をする森林の利水機能のこと。

- 水準点  
土地の標高を表す標石で、水準測量の基準として用いられている。地盤の変動状況を測定するには、この水準点を用い 標高の変化を精密水準測量によって測り 変動を出す。
- 生活環境項目  
水質汚濁物質の中で生活環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして環境基準に定められた項目をいい、現在pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、油分等、全窒素、全磷が定められている。  
なお、水質汚濁防止の排水基準にはこのほかに、窒素含有量、磷含有量、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、弗素が加えられている。
- 生態系  
食物連鎖などの生物間の相互関係と 生物と無機的環境の間の相互作用を総合的に捉えた、生物社会のまとまりを示す概念。
- 生物生息空間（ビोटープ）  
特定の生物群集が生存できるような、特定の条件を備えた均質なある限られた生物生息空間をいう。具体的には、池沼、湿地、草地、里山林等がある。
- 生物多様性  
陸上及び水系生態系における生物の異変性であって、種内（個体群 遺伝子） 種間 生態系の多様性を含む概念である。
- 精密水準測量  
最も精度の高い水準測量で、地盤沈下や地殻変動等の調査のために実施される。精密レベルと精密標尺を用い、誤差ができるだけ消去されるように、又、最も小さくなるような測定方法がとられている。
- ゼロエミッション  
産業活動に伴う廃棄物等に起因する環境負荷をできる限りゼロに近づけるため、産業における生産等の工程を再編成し、廃棄物の発生を抑えた、新たな循環型産業システムの構築を目指すこと。
- 騒音レベル  
J I S に規定される騒音計で測定して得られるホン、又はdB（デシベル）数である、騒音の大きさを表すものである。一般には騒音計の聴感補正回路A特性で測定した値をホン、又はdB(A)で表す。騒音の規制基準等はすべて騒音レベルによる。
- 総量規制  
一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割りあてて、この量をもって規制する方法をいう。個々の発生源に対する従来の規制のみでは地域全体として、健全な生活環境を維持することが困難な場合に、その解決手段として総量規制の方式がとられている。

## 【 夕 行 】

- ダイオキシン類  
ダイオキシン類とは、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co PCB）の総称である。  
ダイオキシン類は、塩素と有機物が熱で反応する過程で発生し、塩素の数やつく位置によってPCDDは75種類、PCDFは135種類、Co PCBは十数種類がある。  
（これらのうち毒性があると見なされているのは29種類。）

- **大腸菌群数**  
大腸菌群は、人間又は動物の排泄物による水の汚染指標として用いられている細菌である。大腸菌には温血動物の腸内に生存しているものと 草原や畑などの土中に生存しているものがあるが 一括して大腸菌群として測定している。
- **多自然型川づくり**  
水辺を多様な生物の生息空間の核として位置付け、できるだけ自然に近い形での川づくりをいう
- **WECPNL (うるささ指数 Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)**  
航空機騒音のうるささを表す指数として用いられる。これは、1日の航空機騒音レベルの平均と時間帯ごとに重みづけされた飛行回数から算定され、航空機の総騒音量を評価する単位である。
- **地球温暖化**  
大気中には、地球から放出される熱を封じ込める性質をもった二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などの「温室効果ガス」が含まれている。  
「地球温暖化」とは、これらが増えすぎて、大気や地表にとどまる熱が多くなり 地球が温まること。
- **地球温暖化防止京都会議**  
1997年12月、地球温暖化防止に向け、先進国から出される温室効果ガスの削減目標等を討議するため京都で開催された国際会議。  
この会議において、「京都議定書」がとりまとめられ、日本は、1990年比で2008年から2012年に6%の削減を求められることとなった。
- **地球環境問題**  
次のいずれかを満たす環境問題のこと。  
一つは、被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題であり、一つは、先進国も含めた国際的な取り組みが必要とされる開発途上国における環境問題である。  
現在、このような観点から地球環境問題としては、地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、熱帯林の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、野生生物の種の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題の9つが取り上げられている。
- **窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>)**  
石油、ガス等燃料の燃焼に伴って発生し、大気中には主として一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) が存在し、主な発生源は工場、自動車等である。窒素酸化物は人の呼吸器やねん膜に影響を与えるだけでなく光化学スモッグの原因物質の一つである。
- **中間処理**  
廃棄物の最終処分に先だって行われる人為的な操作等をいい、廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させる、又は廃棄物を減量化する目的で行われる。主な方法としては、焼却、中和、溶融、脱水、破碎、圧縮等がある。
- **TEQ (毒性等量 Toxic Equivalent)**  
種類によって異なるダイオキシン類の毒性を評価する場合、一番強い2,3,7,8 TCDDの毒性を1として換算し、数値の後ろにTEQと加えて表現する。
- **低公害車**  
従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の大気汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール車、天然ガス車、ハイブリッド車のことをいう

○ TDI (耐容一日摂取量 Tolerable Daily Intake)

ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量で、2,3,7,8 TCDDに換算して表したものをいう。ダイオキシン対策関係閣僚会議で、当面の値として人の体重1kg当たり4pgと設定された。

○ テトラクロロエチレン

主にドライクリーニング等の用途に使用される人工的に生成された有機塩素系の化合物の一つであり、近年、地下水汚染の原因物質として、全国的に問題となっている。

○ DO (溶存酸素 Dissolved Oxygen)

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通1l中に7~14mg程度あるが、有機物の流入量が多くなり汚濁が進行するとそれらに消費されて減少する。

○ 都市公園

都市計画で定められた公園、緑地等で国又は地方公共団体が設置するもの。「緑」と「オープンスペース」を同時に確保し、災害発生時の避難場所、スポーツ、レクリエーション、文化活動など県民に憩いの場を提供する重要な都市空間であり、公園の設置目的や利用形態に応じて14種類に分類される。

○ 突堤

海岸の浸食を防止するために、消波ブロック等で海岸線に直角に突き出すように造られた構造物。

○ トリクロロエチレン

金属部品洗浄、半導体製造工程等で使用される人工的に生成された有機塩素系の化合物の一つであり、近年、地下水汚染の原因物質として、全国的に問題となっている。

## 【 ナ 行 】

○ 75%値

BOD (COD) の水質測定結果の評価方法の一つであり、水質環境基準の適否の判定などに利用される。全データを小さい方から並べたときに、(データ数×0.75)番目の値をいう。これは河川の低流量(1年を通じて275日はこれより低下しない流量)における水質を表している。

○ nヘキサン抽出物質(油分)

動植物油脂、脂肪酸、ワックス、グリース、石油系炭化水素など油分の総称である。海水や工場排水などをnヘキサンで抽出し、nヘキサン可溶性物質として定量して、mg/lで表す。

○ m<sup>3</sup>N (ノルマル立方メートル)

(1) 気体は、圧力と温度により体積が変化する。このため、気体の量の比較を行う場合には、圧力と温度を同じ条件にしておかなければならない。

(2) m<sup>3</sup>N (m<sup>3</sup>Normalの略) は、圧力1気圧、温度0℃の状態(これを標準状態という。)における気体の体積をm<sup>3</sup>で表した単位で、これにより気体の量の比較が可能となる。

(3) 温度J℃、圧力P気圧の状態における気体の体積をV1m<sup>3</sup>とすれば、標準状態における体積V2m<sup>3</sup>Nは、次の式によって与えられる。

$$V_2 = \frac{273 \times P \times V_1}{J + 273}$$

## 【 八 行 】

- ばい煙  
燃料その他の物の燃焼等により発生する硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の総称である。ばいじんとはボイラーや電気炉等から発生する、すすや固体粒子をいい、有害物質とは物の燃焼、合成、分解等に伴って発生するカドミウム、塩素、弗素、鉛、窒素酸化物等の人の健康又は生活環境に有害な物質をいう
- P R T R (環境汚染物質排出・移動登録 Pollutant Release and Transfer Register)  
事業者が規制・未規制を含む潜在的に有害な幅広い物質について、環境媒体(大気、水、土壌)別の排出量と廃棄物に含まれての移動量を自ら把握し、何らかの形で集計し、公表するもの。
- 火格子面積  
焼却炉等のごみ層、火層に接して乾燥、燃焼等を行わせる火床部分を火格子(ロストル)といいこの水平投影面積を火格子面積という。炉の大きさを代表する寸法としてよく使われる。
- B O D (生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand)  
河川水等の有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物が微生物によって酸化分解される時に消費される酸素の量をいい 数値が高い程有機物の量が多く汚れが大きい。
- P C B (ポリ塩化ビフェニル)  
有機塩素系化学物質で、不燃性で熱に強く、絶縁性にすぐれている。カネミ油症事件等PCB被害が問題となり、現在我が国では製造を中止され、使用も限定されている。
- pH (水素イオン濃度)  
溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、pH値が7のときを中性、これより数値の高い場合をアルカリ性、低い場合を酸性という
- p p m  
ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対しppmは100万分の1を意味する。例えば、空気1 m<sup>3</sup>中に1 cm<sup>3</sup>の物質が含まれている場合、あるいは、水1 kg中に1 mg物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を1 ppmという。ppmより微量の濃度を表す場合にはppb (10億分の1)、ppt (1兆分の1)も用いられる。  
なお、 $\mu\text{g}$ は百万分の1 g ngは10億分の1 g pgは1兆分の1 gである。
- 富栄養化  
湖水中の窒素やリン等の栄養塩類濃度が高くなり 赤潮やアオコなどの発生の原因となるプランクトンが発生しやすくなる現象をいう
- 複層林  
人工更新により造成され、樹齢 樹高の異なる樹木により構成された森林の総称。
- 浮遊粒子状物質  
大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう
- フロン  
フッ素と炭素の化合物の総称で、洗剤、冷蔵庫などの冷媒、発泡剤に使用されている。フロンには、オゾン層を破壊する力の強いCFC(クロロフルオロカーボン、特定フロン)やその代替物質としてのHFC、HCFC等の種類がある。

○ ベンゼン

水に溶けにくい無色の水より軽い揮発性の液体で、有機溶剤に溶ける。飲み込んだり、蒸気を吸収すると疲労、めまい、意識喪失等を起こす。発ガン性を疑われている。主な用途は、染料、合成ゴム等であるがガソリン中にも含まれている。

## 【 マ 行 】

○ マニフェスト

「積み荷目録」のこと。産業廃棄物を業者に委託処理する場合、確実にその業者に届くよう積み荷目録を作成し、適正に処理されたことを確認する。

○ モーダルシフト

二酸化炭素の排出量が多いトラックに過度に依存した貨物輸送を、より輸送効率の良い鉄道や海運などの輸送機関に転換すること。

○ 藻 場

大型海藻類や海藻の群落を藻場といい 多くの小動物等のすみかとなるだけでなく魚介類の産卵、生育の場となっている。

## 【 ヤ 行 】

○ 有害大気汚染物質

低い濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質で大気の汚染の原因となるものをいい、該当する可能性のある物質として234種類、そのうちリスクが高いとして優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）としてベンゼン等の22種類がリストアップされている。

## 【 ラ 行 】

○ ライフサイクルアセスメント

製品の生産設備から消費、廃棄の全ての段階において、製品が環境に与える負荷を総合的に評価する方法をいう 国際標準化機構（ISO）においても国際標準化の作業が進められている。

○ 離岸堤

海岸の浸食を防止し波を弱くするために、沖合に石 ブロック等を積み上げた構造物である。